

別記

建築物環境衛生管理業務仕様書

建築物環境衛生管理業務（以下「管理業務」という。）は、この仕様書に定めるほか「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の建築物環境衛生管理基準に従って行うものとする。

1 対象施設

岩手県立野外活動センター

2 管理面積

管理面積は、面積等調書（別表1）のとおりとする。

3 建築物環境衛生管理技術者の選任

- (1) 受託者は各対象施設の建築物環境衛生管理技術者の選任を行い、建築物環境管理技術者選任届（別紙1）を所長あて提出すること。
- (2) 建築物環境衛生管理技術者は対象施設における次の職務を行うこと。
 - ア 管理業務計画の立案
 - イ 管理業務の指揮監督
 - ウ 環境衛生の維持管理に必要な各種調査の実施とその結果の評価

4 環境衛生上必要な管理業務及び作業

受託者は、対象施設に次の業務を行うものとする。

なお、各作業の実施に当たっては対象施設の長に事前に承認を得ることとし、各種作業結果報告についても対象施設の長あて報告するものとする。

- (1) 特定建築物についての提出書類等の作成、提出
- (2) 帳簿書類の備え付け
- (3) 知事、関係官庁の要求による報告書の作成、提出
- (4) 室内空気環境の測定（2ヶ月に1回）
測定場所室内10地点及び外気とする。
- (5) ねずみ等の防除（年2回）
ねずみ、ゴキブリの防除を基本とし、必要に応じて他の昆虫等の防除を行うものとする。なお、防除方法及び薬剤については双方協議のうえ行うものとする。
- (6) 水道法第4条に基づく水質検査（年2回）
第1回の検査は、省略不可項目、重金属及び蒸発残留物（16項目）と消毒副生成物等（12項目）を行うこととする。
第2回の検査は、第1回が検査基準に適合した場合において、省略不可項目のみの検査とする。
- (7) 飲料水の遊離残留塩素の検査（週1回、測定1地点）
- (8) 受水槽の点検清掃（年1回）
受水槽（40 m³）の点検、清掃、消毒、作業後の残留塩素測定等実施すること。
- (9) 貯湯槽の清掃（年1回）
機械室内の貯湯槽（4 m³×2基）の清掃を行うこと。
点検口のパッキン交換も行うこと。
- (10) レジオネラ属菌検査（年1回）
次の場所のレジオネラ属菌検査を実施すること。（計8検体）
 - ・管理棟 … 浴室A浴槽、浴室B浴槽、浴室Aシャワー、浴室Bシャワー
 - ・シャワー棟A … 男子シャワー、女子シャワー
 - ・シャワー棟B … 男子シャワー、女子シャワー

別表1

面積等調書

・ 岩手県立野外活動センター

(1) 敷地面積 83,590.38㎡

(2) 建物面積

棟	面積	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)	構造
管理・宿泊棟		2,430.07	3,896.39	RC造6階
体育館		1,380.39	1,206.80	W造1階
合計		3,810.46	5,103.19	

令和 年 月 日

岩手県立野外活動センター所長 様

住所
受託者
氏名 印

建築物環境管理技術者選任届

下記のとおり、建築物環境管理技術者を選任しましたので報告します。

氏名	年齢	資格、免許等	特記事項

注) 建築物環境管理技術者証の写しを添付すること。
変更があった場合は、随時提出すること。